



令和8年度

安城市おくやみハンドブック

～市役所で必要な手続きをお伝えするためのハンドブックです～

「おくやみ窓口」をご予約ください ※詳細は次のページをご覧ください



マチレット

目次

1. 市役所内の手続きチェックリスト	2
2. 市役所内の手続き	4
2-1. 戸籍・住民票関係の手続き	4
2-2. 介護保険・高齢者福祉サービスに関する手続き	6
2-3. 障害福祉に関する手続き	8
2-4. 国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き	12
2-5. 年金に関する手続き	15
2-6. 税金に関する手続き	20
2-7. 子育てに関する手続き	23
2-8. 水道に関する手続き	25
2-9. その他の手続き	26
空き家の活用について	30
ごみの処理について	31
3. 市役所相談窓口のご案内【相談等に関する各種専門相談のご案内】	32
4. 市役所以外での主な手続き	33
5. その他	35

「おくやみ窓口」(予約制)について

【ご利用時間】

①午前9時～ ②午前10時～ ③午後1時30分～ ④午後3時～(土・日・祝日、年末年始を除く平日)
※時間が前後する場合もございます。

【お電話でのご予約】

担当課:市民課 おくやみ窓口 ☎(0566)71-2282

予約受付時間:午前9時～午後4時(土・日・祝日、年末年始を除く平日)

※利用希望日の3開庁日前までにご連絡ください。

メールでの予約は表題に「おくやみ窓口の予約」と記載して、以下の項目を入力し送信してください。

- ・「亡くなられた方の住所、氏名、生年月日、亡くなられた年月日」
- ・「来庁される方の住所、氏名、亡くなられた方との続柄(間柄)、日中連絡を取ることでできる電話番号」
- ・「利用希望の月日と利用希望の時間(上記①、②、③、④)の、第1・第2・第3希望まで」を明記のうえ、利用希望日の3開庁日前までに「okuyami-mado@city.anjo.lg.jp」へ送信してください。なお、返信が翌開庁日となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※聴覚障害のある方は上記の内容を記載のうえFAXを送ってください。FAX(0566)74-6789

【予約が取れないときは・・・】

お休みの都合などで予約できない場合は、来庁時ご遺族の方に各課に出向いていただきます。

ご遺族の負担を軽減するために、来庁時「おくやみ窓口」にお寄りいただければ、届出が必要な部署を確認しチェックシートをお渡しします。時間短縮にもなりますのでぜひ事前にお問合せください。

【ご利用にあたって】

- ・おくやみ窓口は、市役所本庁舎1階の正面玄関を入ったすぐ右手にあります。
- ・利用いただけるのは、亡くなられた方の住民登録が安城市の場合に限ります。
- ・手続きが一度で終わらない場合もあります。また内容によってはおくやみ窓口で行えない手続きもあります。

【持ち物】

- ・来庁される方の
☐ 印鑑(みとめ印)
☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

※上記以外の故人、喪主、相続代表者等について必要となるものは、この冊子内の持ち物を参考にしてください。

1. 市役所内の手続きチェックリスト

該当する項目に○をつけ、手続きが完了したらチェック☑をつけましょう。

	該当	亡くなられた方等についてのご確認	ページ	チェック
住民	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っている	P.5	☐
	☐	印鑑登録証を持っている	P.5	☐
介護・高齢	☐	65歳以上の方である	P.6	☐
	☐	高額介護サービス費の支払いを受けている	P.6	☐
	☐	介護保険要介護認定・要支援認定申請をしている	P.6	☐
	☐	高齢者福祉サービスを利用している	P.7	☐
	☐	65歳以上の遺族がひとり暮らしになる	P.7	☐
障害	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている	P.8	☐
	☐	自立支援医療費助成（育成医療、更生医療）の受給者証の交付を受けている	P.8	☐
	☐	下記のいずれかを受給している ・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 ・安城市障害者扶助料・愛知県在宅重度障害者手当・特別児童扶養手当	P.9	☐
	☐	心身障害者扶養共済制度の心身障害者である	P.9	☐
	☐	心身障害者扶養共済制度の加入者である	P.10	☐
	☐	障害福祉サービス等を受給している	P.10	☐
	☐	NHK受信料免除、有料道路料金割引を受けている （事業主体は違うが市に窓口があるもの）	P.11	☐
保険	☐	国民健康保険の加入者である、または加入者がいる世帯の世帯主である	P.12	☐
	☐	後期高齢者医療保険の加入者である	P.13	☐
	☐	福祉医療費助成の受給者である（子ども、母子父子、障害、精神、後期高齢者福祉医療、自立支援（精神通院）等）	P.14	☐
年金	☐	年金の受給者である（国民年金・厚生年金・共済年金）	P.15	☐
	☐	年金の加入者である（国民年金・厚生年金・共済年金）	P.16～19	☐
税金	☐	土地・家屋を所有している	P.20	☐
	☐	未登記の家屋を所有している	P.20	☐
	☐	相続を放棄した	P.20	☐
	☐	一定以上の所得がある（市民税・県民税・森林環境税の課税がある等）	P.21	☐

1. 市役所内の手続きチェックリスト

該当する項目に○をつけ、手続きが完了したらチェック☑をつけましょう。

	該当	亡くなられた方等についてのご確認	ページ	チェック
税金	☐	原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者である	P.22	☐
	☐	亡くなられた方名義の口座から振替している市税等がある	P.22	☐
子育て	☐	児童手当の受給者である、または児童手当の受給対象児童である	P.23・24	☐
	☐	児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者、またはその配偶者、あるいは受給対象児童である	P.24	☐
水道	☐	水道所有者である、または水道使用者である	P.25	☐
	☐	水道料金が亡くなられた方名義の口座から引き落としされている	P.25	☐
その他	☐	農地の所有者である	P.26	☐
	☐	区画整理地区内に土地や家屋がある	P.26・27	☐
	☐	市営住宅、あるいは県営住宅の入居者である	P.27	☐
	☐	今までお住まいの家が空き家となる	P.28	☐
	☐	市営の霊園（お墓）を使用している	P.28	☐
	☐	犬を所有している	P.28	☐
	☐	図書館利用者カードを持っている	P.29	☐
	☐	町内会に加入している	P.29	☐
	☐	空き家の活用について	P.30	☐
	☐	ごみの処理について	P.31	☐

2. 市役所内の手続き

2-1. 戸籍・住民票関係の手続き

(1) 死亡届(火葬が済んでいる場合は、届出済です)

手続き・必要なもの

死亡届出の際、火葬の場所と時間をお知らせください。
届出後、火葬許可証を交付します。

▼死亡届

- ☐ 医師作成の死亡診断書または死体検案書
(死亡届書と一体になっている場合があります。)

※死亡届には必ず死亡診断書(死体検案書)の原本を添付してください。なお、死亡診断書が各種手続き(銀行や生命保険等)で必要となる事がありますので、届出前にコピーをとっておくことをお勧めします。(死亡届の届出後はコピーを取ることができません。)

届出人

親族

問合せ先

市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口)
☎0566-71-2268

期限

死亡を知った日を含めて7日以内
(国外で亡くなられた場合は3か月以内)

(2) 世帯主の場合

手続き・必要なもの

死亡届に新しい世帯主をご記入ください。死亡届により住民票の世帯主変更を行いますので、改めての手続きは不要です。

問合せ先

市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口)
☎0566-71-2268

届出人

—

期限

—

広域交付戸籍の請求～戸籍の証明書の請求が便利になりました～

これまで、戸籍謄本等は本籍地の市区町村で取得する必要がありましたが、全国の市区町村の窓口において取得できるようになりました。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問合せ先

市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口) ☎0566-71-2221



2. 市役所内の手続き

2-1. 戸籍・住民票関係の手続き

(3) マイナンバーカード・通知カードを持っている場合

手続き・必要なもの

手続き及び返納の必要はありません。
亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバー等が必要となることがあります。マイナンバーカード(通知カード)は、お手元に保管しておいてください。

届出人

—

問合せ先

市民課 届出係(本庁舎1階 2番窓口)
☎0566-71-2268

期限

—

(4) 印鑑登録証を持っている場合

手続き・必要なもの

死亡届の提出による住民票の消除に合わせて、印鑑登録は自動的に抹消されます。
市役所での手続きは必要ありませんので、印鑑登録証はハサミを入れて廃棄をお願いします。

届出人

—

問合せ先

市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口)
☎0566-71-2221

期限

—

死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行について

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおむね以下の日数がかかります。
なお、戸籍の記載状況を電話等でお答えすることはできませんので、下記の日数を目安にしてください。

- ・本籍地で死亡届を出した場合→4開庁日～7開庁日
- ・本籍地以外で死亡届を出した場合→3週間程度

※大型連休や年末年始を挟む場合、これより日数がかかることがあります。
※相続等の手続きには、相続人の確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。提出先に確認のうえお取り寄せください。

問合せ先

市民課 証明係(本庁舎1階 1番窓口) ☎0566-71-2221

2-2. 介護保険・高齢者福祉サービスに関する手続き

(1) 65歳以上の方(または2号被保険者で、介護サービス利用者)の場合

手続き・必要なもの

▼介護保険被保険者証等の返却

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証 *
- ☐ 介護保険負担限度額認定証 *
- ☐ 社会福祉法人利用者負担軽減確認証 *
- ☐ 介護保険利用者負担額軽減受給者証 *

*お持ちの方のみ

▼介護関係書類の送付先変更届

(亡くなられた方の住所以外に書類を送付希望の方)

届出人

親族または代理人

問合せ先

高齢福祉課 介護給付係
(北庁舎1階 47番窓口)
☎0566-71-2226

期限

—

(2) 高額介護サービス費の支払いを受けている場合

手続き・必要なもの

▼高額介護サービス費の振込先口座変更届

(口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。届出人と振込先口座の名義は必ず同一にしてください。)

- ☐ 変更する振込先口座の通帳

届出人

相続人

問合せ先

高齢福祉課 介護給付係
(北庁舎1階 47番窓口)
☎0566-71-2226

期限

高額介護サービス費の支払い対象となる
介護サービス利用月から2年以内

(3) 介護保険要介護認定・要支援認定申請をしている場合

手続き・必要なもの

▼介護保険要介護認定・要支援認定申請取下書の提出

(介護認定審査中で、認定調査員の調査が未実施の方等は手続きが必要です。)

- ☐ 介護保険資格者証
(介護保険暫定被保険者証)

届出人

親族または代理人

問合せ先

高齢福祉課 介護審査係
(北庁舎1階 46番窓口)
☎0566-71-2257

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-2. 介護保険・高齢者福祉サービスに関する手続き

(4) 高齢者福祉サービスを利用している場合

手続き・必要なもの

亡くなられた方が下記の高齢者福祉サービスを利用していた場合には届出が必要です。

▼介護人手当喪失の届出、高齢者福祉サービス廃止の届出

- ☐ 介護人手当の受給者は喪失の手続きをしてください。
- ☐ 高齢者福祉サービスの利用者は廃止の手続きをしてください。貸与機器（緊急通報装置、GPS機器、電話機）は返却してください。

※以下のものをお持ちの方は返却してください。

- ・おむつ費用助成利用券
- ・高齢者タクシー料金助成利用券
- ・訪問理容料金助成利用券
- ・あんくるバス高齢者無料乗車証

- ☐ 遺族の方（65歳以上）でひとり暮らしになり、生活に不安のある方は「ひとり暮らし高齢者認定」をご検討ください。

届出人

親族または代理人

問合せ先

高齢福祉課 高齢福祉係
（北庁舎1階 44番窓口）
☎0566-71-2223

期限

速やかに

(5) 65歳以上の遺族の方がひとり暮らしになる場合

手続き・必要なもの

ひとり暮らしにご不安があるなどにより、見守りや安否確認を希望される場合、「ひとり暮らし高齢者認定」をご検討ください。

※認定には要件がありますので、詳しくはご相談ください。

届出人

—

問合せ先

高齢福祉課 高齢福祉係
（北庁舎1階 44番窓口）
☎0566-71-2223

期限

—

2-3. 障害福祉に関する手続き

(1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている場合

手続き・必要なもの

▼手帳の返却

☐ 亡くなられた方の手帳

※安城市障害者福祉タクシー料金助成利用券をお持ちの方はご返却ください。

届出人

親族または代理人

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)
☎0566-71-2225
FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

(2) 自立支援医療費助成(育成医療、更生医療)の受給者証の交付を受けている場合

手続き・必要なもの

▼受給者証の返却

☐ 亡くなられた方の受給者証

※医療機関にて精算完了後、返却してください。

届出人

親族または代理人

問合せ先

障害福祉課 障害給付係
(北庁舎1階 39番窓口)
☎0566-71-2259
FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-3. 障害福祉に関する手続き

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、安城市障害者扶助料、愛知県在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当のいずれかの手当を受給されている場合

手続き・必要なもの

▼各種手当資格喪失届

▼未支払手当請求

☐ 亡くなられた方の手帳

☐ ご親族の振込先口座が確認できるもの(通帳等)

※未支払いの手当がある場合、生計を同じくしていたご親族へお支払いします。

※必要に応じて、生計を同じくしていたことが確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

届出人

親族または代理人

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)

☎0566-71-2225

FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

※ご親族宛てに別途手当喪失通知をお送りします。

(4) 心身障害者扶養共済制度の心身障害者の場合

手続き・必要なもの

▼弔慰金の給付申請

(年金受給前に心身障害者が加入者より先に亡くなられた場合)

☐ 加入者の住民票

☐ 心身障害者の消除された住民票(除票)

☐ 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書

☐ 加入者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの

▼心身障害者の死亡申請

(年金受給中に心身障害者が亡くなられた場合)

☐ 心身障害者の消除された住民票(除票)

☐ 愛知県心身障害者扶養共済制度年金証書

届出人

加入者または年金管理者

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)

☎0566-71-2225

FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

※左記の他に書類の提出が必要となる場合がありますので、事前にお問合せください。

2-3. 障害福祉に関する手続き

(5) 心身障害者扶養共済制度の加入者の場合(心身障害者の保護者等)

手続き・必要なもの

▼年金の給付申請

加入から2年後以降に亡くなられた場合

- ☐ 加入者の死亡診断書または死体検案書の原本
- ☐ 加入者の消除された住民票(除票)
- ☐ 心身障害者の住民票
- ☐ 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書
- ☐ 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの

加入から2年以内に亡くなられた場合

- ☐ 死亡証明書(愛知県扶養共済事務センター及び市に指定の様式があります。)
- ☐ 加入者の消除された住民票(除票)
- ☐ 心身障害者の住民票
- ☐ 愛知県心身障害者扶養共済制度加入証書
- ☐ 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの

届出人

心身障害者または年金管理者

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)
☎0566-71-2225
FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

※加入から亡くなられるまでの期間によって必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。

(6) 障害福祉サービス等受給者の場合

手続き・必要なもの

▼障害福祉サービス受給者証等の返却ほか

- ☐ 障害福祉サービス受給者証

届出人

どなたでも可

問合せ先

障害福祉課 障害給付係
(北庁舎1階 39番窓口)
☎0566-71-2259
FAX 0566-74-6789

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-3. 障害福祉に関する手続き

(7) NHK受信料免除、有料道路料金割引を受けている方 (事業主体は違うが市に窓口があるもの)

亡くなられた方が、障害者手帳を持っていること等の理由でNHK受信料の免除を受けている場合

手続き・必要なもの

▼受信料免除事由消滅届の提出

☐ みとめ印

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)
☎0566-71-2225
FAX 0566-74-6789
NHK名古屋放送局
視聴者リレーションセンター
☎052-952-7268
FAX 052-952-7067

届出人

どなたでも可

期限

速やかに

亡くなられた方が、有料道路のETC利用登録をしている場合

手続き・必要なもの

▼障害者割引ETC利用登録削除依頼書の提出

※対象の方の障害者手帳に、割引を示すシールが貼られ、割引期間終了期限が記載されています。

問合せ先

障害福祉課 障害福祉係
(北庁舎1階 38番窓口)
☎0566-71-2225
FAX 0566-74-6789

届出人

どなたでも可

期限

速やかに

2-4.国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き

(1) 国民健康保険葬祭費等に関する手続き

手続き・必要なもの

▼国民健康保険葬祭費支給申請

- ☐ 「葬儀代金の領収書」・
「会葬案内・礼状」のいずれか1点
※故人と喪主の氏名の記載があるもの
- ☐ 喪主名義の口座番号等がわかるもの
※預金通帳など
- ☐ 亡くなられた方の資格確認書または資格情報のお知らせ
※ない場合は不要

▼国民健康保険資格確認書等の返却 (お持ちの方のみ)

- ☐ 国民健康保険資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 特定疾病受給者証

届出人(請求者)

親族または代理人

問合せ先

国保年金課 国保係
(本庁舎1階 9番窓口)
☎0566-71-2230

期限

申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。

※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は市役所到着日が申請日になります。

※申請してから支給までに約1～2か月かかります。振込前に喪主の方宛てに「支給決定通知書」をお送りします。

(2) 国民健康保険の世帯主の変更に関する手続き(世帯主が亡くなられた場合)

手続き・必要なもの

▼国民健康保険資格確認書等の差替え

- ☐ 世帯員の国民健康保険資格確認書 *
- ☐ 世帯員の限度額適用認定証 *
- ☐ 世帯員の特定疾病受給者証 *
※お持ちの方のみ
※マイナ保険証をお持ちの方には新しい資格情報のお知らせを交付します。
- ☐ 口座番号等がわかるもの、通帳印、預金通帳など
※世帯主変更後の国民健康保険税の支払いについて口座振替を希望される場合は振替口座の通帳印が必要です。

【その他】

- ☐ 世帯変更後の世帯員の方以外が差替え後の国民健康保険資格確認書等をお受け取りになる場合には、世帯変更後の世帯主からの委任状が必要になります。
- ☐ 国民健康保険に関する書類の送付先を故人の住所地以外に希望される場合は送付先の変更について届出が必要になります。

届出人(請求者)

世帯主変更後の世帯員の方

問合せ先

国保年金課 国保係
(本庁舎1階 9番窓口)
☎0566-71-2230

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-4. 国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き

(3) 後期高齢者医療葬祭費等に関する手続き

(75歳以上及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上の方)

手続き・必要なもの

▼後期高齢者医療葬祭費支給申請

- ☐ 「葬儀代金の領収書」・
「会葬案内・礼状」のいずれか1点
※故人と喪主の氏名の記載があるもの
- ☐ 喪主名義の口座番号等がわかるもの
※預金通帳など
- ☐ 喪主の印(喪主名義以外の口座に振り込みを希望される場合は委任が必要になります。)
※朱肉を使用する印
- ☐ 亡くなられた方の資格確認書等
※ない場合は不要

▼後期高齢者医療高額療養費支給申請

- ☐ 相続人の口座番号等がわかるもの
※預金通帳など

▼送付先変更届

亡くなられた翌々月に、加入期間に応じた、保険料額変更通知が届きます。被保険者の住所地に受取人がいない場合は、送付先変更の手続きをお願いします。

▼資格確認書等の返却 ※お持ちの方のみ

- ☐ 後期高齢者医療資格確認書
- ☐ 特定疾病受給者証

届出人(請求者)

親族

問合せ先

国保年金課 医療係
(本庁舎1階 8番窓口)
☎0566-71-2232

期限

葬祭費の申請期限は、葬儀を行った日の翌日から2年以内です。
※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。
※申請してから支給まで、約1～2か月かかります。振込前に喪主宛てに「支給決定通知書」をお送りします。

2-4. 国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療費助成に関する手続き

(4) 福祉医療費助成を受給している場合

手続き・必要なもの

【福祉医療費助成の種類】

- ・子ども医療費助成(高校生世代までの子ども)
- ・母子・父子家庭医療費助成
- ・障害者医療費助成
- ・精神障害者医療費助成
- ・後期高齢者福祉医療費助成(マル福)
- ・自立支援医療費助成(精神通院)

▼福祉医療助成の喪失届

- ☐ 福祉医療費助成の受給者証

▼医療費の支給申請

県外受診等で自己負担をしている場合

- ☐ 医療機関発行の領収書
- ☐ 相続人の口座番号等がわかるもの
※預金通帳など

届出人(請求者)

親族

問合せ先

国保年金課 医療係
(本庁舎1階 8番窓口)
☎0566-71-2232

期限

喪失届は速やかに
医療費の支給申請は領収書の日にかから
5年以内

メモ

2. 市役所内の手続き

2-5. 年金に関する手続き

(1) 年金受給中の場合(国民年金・厚生年金・共済年金)

手続き・必要なもの

手続きの内容によって必要なもの、届出先が異なります。

▼未支給年金の請求

亡くなられた時にまだ受け取っていない年金、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

- ☐ 亡くなられた方の年金証書(なくても手続き可)
- ☐ 請求者の戸籍謄(抄)本
(亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍)
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。(ただし、請求者が配偶者の場合のみ)
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。
- ☐ 生計同一に関する申立書
※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。
- ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳
- ☐ 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)

▼死亡届の提出

未支給年金請求をすることができる遺族がいない場合は死亡届の提出が必要です。

- ☐ 亡くなられた方の年金証書(なくても手続き可)
- ☐ 死亡診断書のコピー、除籍抄本、住民票(除票)のうちいずれか1通
※亡くなられた方の個人番号が日本年金機構に収録されている場合は省略できます。
- ☐ 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)

届出人(請求者)

【未支給年金の請求者の順位と範囲】
年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹
- ⑦その他3親等内の親族

問合せ先

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

【届出先】

国民年金・厚生年金

お近くの年金事務所

共済年金

所属の共済組合または年金事務所

期限

速やかに

※未支給年金の請求は死亡日の翌日から5年で時効となりますのでご注意ください。

※未支給年金の請求書及び死亡届は、おくやみ窓口にご予約でお越しの際にお渡ししています。

2-5. 年金に関する手続き

(2) 年金加入者の場合(国民年金・厚生年金・共済年金)

手続き・必要なもの

▼遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の被保険者や、被保険者であった方(保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方)が亡くなられたとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで(1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで)支給されます。

- ☐ 亡くなられた方の年金手帳(年金を受給している方は年金証書)(なくても手続き可)
- ☐ 請求者の戸籍謄本
(亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍)
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。(ただし、請求者が配偶者と子の場合のみ)
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。
- ☐ 生計同一関係に関する申立書
※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。
- ☐ 請求者の所得証明書・課税(非課税)証明書
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。
- ☐ 死亡診断書のコピー
- ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳
- ☐ 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)

届出人(請求者)

▼遺族基礎年金

「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」

※子とは、18歳到達年度の末日までにある子または障害の状態にある20歳未満の子

問合せ先

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

【届出先】

国民年金・厚生年金

お近くの年金事務所

共済年金

所属の共済組合または年金事務所

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-5. 年金に関する手続き

(2) 年金加入者の場合(国民年金)

手続き・必要なもの

▼寡婦年金の請求

第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。(死亡一時金との選択)

- ☐ 亡くなられた方の年金手帳(なくても手続き可)
- ☐ 請求者の戸籍謄本
(亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍)
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。(ただし、請求者が配偶者の場合のみ)
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。
- ☐ 生計同一関係に関する申立書
※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。
- ☐ 請求者の所得証明書・課税(非課税)証明書
※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。
- ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳
- ☐ 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)

届出人(請求者)

▼寡婦年金の請求

亡くなられた方に生計を維持されていた妻

問合せ先

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

【届出先】

お近くの年金事務所または亡くなられた方のお住まいだった市区町村

期限

速やかに

2-5. 年金に関する手続き

(2) 年金加入者の場合(国民年金)

手続き・必要なもの

▼死亡一時金の請求

第1号被保険者として保険料納付期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなられたとき、生計を同じくしていた遺族が受けられる一時金です。

☐ 亡くなられた方の年金手帳(なくても手続き可)

☐ 請求者の戸籍謄本

(亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍)

※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。(ただし、請求者が配偶者の場合のみ)

☐ 請求者の世帯全員の住民票

※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。

☐ 生計同一関係に関する申立書

※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。

☐ 請求者名義の振込先口座の通帳

☐ 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真のついたもの)

届出人(請求者)

【死亡一時金請求者の順位と範囲】

亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫

⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。

問合せ先

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

【届出先】

お近くの年金事務所または亡くなられた方のお住まいだった市区町村

期限

速やかに

(死亡一時金の請求は死亡日の翌日から2年で時効となりますのでご注意ください。)

2. 市役所内の手続き

2-5. 年金に関する手続き

(2) 年金加入者の場合(厚生年金・共済年金)

手続き・必要なもの

▼遺族厚生(共済)年金の請求

厚生(共済)年金加入中の被保険者や被保険者であった方が亡くなられたとき、その人に生計維持されていた遺族に遺族(共済)厚生年金が支給される場合があります。

詳しくは年金事務所または所属の共済組合へご相談ください。

問合せ先

厚生年金

お近くの年金事務所または
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

共済年金

所属の共済組合

問合せ先

ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165 ●月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※ただし月曜日(休日明けの初日) は午後7時まで ●第2土曜日 午前9時30分～午後4時
日本年金機構 刈谷年金事務所	☎0566-21-2110(代) 【住所】 〒448-8662 刈谷市寿町1-401 ●月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※ただし月曜日(休日明けの初日) は午後7時まで ●第2土曜日 午前9時30分～午後4時
安城市役所国保年金課 年金係 (本庁舎1階 10番窓口)	☎0566-71-2231

2-6. 税金に関する手続き

(1) 土地・家屋を所有している場合

手続き・必要なもの

▼相続人代表者連絡票の提出

亡くなられた方が土地・家屋を所有していた場合に、その固定資産に係る手続き書類の送付先・連絡先を指定する手続きです。

なお、相続人の方は、固定資産税に関する書類を受領する代表者を指定していただくために、「現所有者申告書」の届出が別途必要です。

対象者には申告書を送付しますので、ご不明な点はお問合せください。

届出人

親族

問合せ先

資産税課(北庁舎2階 57・58番窓口)

家屋係 ☎0566-71-2215

土地係 ☎0566-71-2256

期限

速やかに

(2) 未登記の家屋を所有している場合

手続き・必要なもの

▼未登記家屋の名義変更届の提出

亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合に、相続人の方々と協議のうえで、新所有者を届出いただく手続きです。対象者には届出書を送付しますので、ご不明な点はお問合せください。

なお、所有していた家屋が全て登記されている場合、市役所での手続きは不要です。法務局で名義変更の手続きをしてください。

届出人

相続人

問合せ先

資産税課

(北庁舎2階 57番窓口)

家屋係 ☎0566-71-2215

期限

相続等が確定後速やかに

(3) 相続放棄をされた場合

手続き・必要なもの

▼相続放棄申述受理通知書の写し等の提出

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納税義務は承継されません。家庭裁判所(亡くなられた方の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所)が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。

なお、相続放棄の手続きについては、家庭裁判所にお問合せください。

届出人

相続人

問合せ先

資産税課(北庁舎2階 57・58番窓口)

家屋係 ☎0566-71-2215

土地係 ☎0566-71-2256

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-6. 税金に関する手続き

(4) 亡くなられた方に一定以上の所得がある場合 (市民税・県民税・森林環境税の課税がある等)

手続き・必要なもの

▼市民税・県民税減免申請、森林環境税免除申請
市民税・県民税・森林環境税(国税)は、賦課期日(1月1日)現在、安城市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。

課税された市民税・県民税については、減免申請書が提出された時点において、納期限がまだ到来していないものに減免制度が適用されます。

ただし、所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)や申請書の提出期限(納期限まで)があります。対象となる方は「市民税・県民税減免申請書」の提出をしていただく必要がありますのでご相談ください。

なお、森林環境税は国税のため、市民税・県民税の減免と要件が異なります。

災害により亡くなられた場合は免除の対象となる場合がありますのでご相談ください。

▼相続人代表者指定届

亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合に、市民税・県民税・森林環境税に係る通知書や納付書等の送付先・連絡先を指定する手続きです。

☐ 申請者の印鑑(自署の場合は不要)

詳細は、市民税課市民税係までお問合せください。

※所得税・相続税については、刈谷税務署
(☎0566-21-6211)へお問合せください。

届出人

親族

問合せ先

市民税課 市民税係
(北庁舎2階 50番窓口)
☎0566-71-2214

期限

各納期限前までに

2-6. 税金に関する手続き

(5) 所有している原動機付自転車・小型特殊自動車がある場合

手続き・必要なもの

故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人等への名義変更または廃車を行う手続きです。

☐ 標識交付証明書

※お手元がない場合は不要

☐ ナンバープレート

※廃車にする場合

※次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口で手続きしてください。

・軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

☎050-3816-1772

・バイク(軽2輪・小型2輪)

愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所

☎050-5540-2047

届出人

相続人

問合せ先

市民税課 軽自動車税係

(北庁舎2階 51番窓口)

☎0566-71-2213

期限

速やかに

※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されるため、3月31日までに手続きを完了してください。

(6) 市税等が口座引き落としになっている場合

手続き・必要なもの

市税等の振替口座名義人が死亡した場合に振替口座の変更手続きが必要になります。

詳細は、納税課までお問合せください。

市税等とは、

・市民税 ・県民税 ・森林環境税

・固定資産税 ・都市計画税

・軽自動車税(種別割)

・国民健康保険税 です。

届出人

親族、相続人

問合せ先

納税課 管理係

(北庁舎2階 60番窓口)

☎0566-71-2216

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-7. 子育てに関する手続き

(1) ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童と同居し、その児童を養育することとなった場合は、ひとり親手当（児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当）・母子父子家庭医療を受けることができます。

ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

手続き・必要なもの

▼ひとり親手当の申請

- ☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）
- ☐ 申請者と対象児童の戸籍謄本（発行から1か月以内）
※死亡日の記載されている戸籍謄本です。
- ☐ 申請者と対象児童のマイナンバーがわかるもの
- ☐ 申請者名義の振込先口座がわかるもの
（通帳やキャッシュカードの写しなど）
- ☐ 申請者と対象児童の保険情報がわかるもの
（資格確認書など）
- ☐ 年金証書等、年金額がわかるもの（年金受給中の場合）

届出人

申請者本人

問合せ先

こども課 子育て支援係
（本庁舎1階 4番窓口）
☎0566-71-2229

期限

速やかに

(2) 児童手当受給者の場合

手続き・必要なもの

▼児童手当受給者変更の申請

- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど）
- ☐ 児童（手当対象児童のうち年長者）と申請者名義の振込先口座がわかるもの
（通帳やキャッシュカードの写しなど）
- ☐ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ☐ 申請者の保険情報がわかるもの
（資格確認書など）

届出人

配偶者または児童の養育者

問合せ先

こども課 子育て支援係
（本庁舎1階 3番窓口）
☎0566-71-2227

期限

死亡した翌日から15日以内

2-7. 子育てに関する手続き

(3) 児童手当の対象児童の場合

手続き・必要なもの

▼児童手当消滅・減額の申請

- ☐ 受給者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)

届出人

受給者または配偶者

問合せ先

こども課 子育て支援係
(本庁舎1階 3番窓口)
☎0566-71-2227

期限

速やかに

(4) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者の場合

手続き・必要なもの

▼亡くなられたときに、まだ受け取っていない手当について、対象児童が受け取ることができます。

- ☐ 児童扶養手当証書(該当者のみ)
- ☐ 手当対象児童のうち、年齢が一番高い児童名義の振込先口座がわかるもの
(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)

届出人

親族または児童の養育者

問合せ先

こども課 子育て支援係
(本庁舎1階 4番窓口)
☎0566-71-2229

期限

死亡した翌日から14日以内

(5) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の受給者の配偶者や扶養義務者の場合

手続き・必要なもの

手続きが必要になる場合があります。
直接お問合せください。

届出人

受給者

問合せ先

こども課 子育て支援係
(本庁舎1階 4番窓口)
☎0566-71-2229

期限

速やかに

(6) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・安城市遺児手当の対象児童の場合

手続き・必要なもの

▼ひとり親手当資格喪失届・額改定届

- ☐ 児童扶養手当証書(該当者のみ)
- ☐ 受給者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど)

届出人

受給者

問合せ先

こども課 子育て支援係
(本庁舎1階 4番窓口)
☎0566-71-2229

期限

速やかに

2. 市役所内の手続き

2-8. 水道に関する手続き

手続き・必要なもの

亡くなられた方が給水装置所有者及び使用者の場合
水道を引き続きご利用になる場合は変更届、中止する
場合は中止届を提出してください。

▼給水装置所有者(使用者)変更届

☐ 新所有者の印鑑(新所有者本人以外が申請する場合)

▼安城市水道料金等口座振替依頼書

☐ 新名義人の通帳、通帳印

▼水道使用中止届

給水装置所有者が亡くなられた場合

▼給水装置所有者(使用者)変更届

☐ 新所有者の印鑑(新所有者本人以外が申請する場合)

水道使用者が亡くなられた場合

水道を引き続きご利用になる場合は変更届、中止する
場合は中止届を提出してください。

▼水道使用者変更届

▼水道使用中止届

▼安城市水道料金等口座振替依頼書 (口座振替をご希望の方)

☐ 新名義人の通帳、通帳印

水道料金引落口座の名義人が亡くなられた場合

▼安城市水道料金等口座振替依頼書

☐ 新名義人の通帳、通帳印

届出人

どなたでも

問合せ先

水道業務課 水道お客様窓口
(西庁舎1階)

☎0566-71-2249

期限

速やかに

2-9. その他の手続き

(1) 所有する農地がある場合

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

手続き・必要なもの

相続により農地の権利を取得される方は相続登記完了後に農業委員会への届出が必要です。

問合せ先

農務課 農地係
(北庁舎3階 68番窓口)
☎0566-71-2234

届出人

相続人

期限

権利の取得後10か月以内

安城土地改良区費についての届出

手続き・必要なもの

相続により農地の権利を取得される方は、安城土地改良区費についての手続きがありますので、窓口までお越しください。

問合せ先

農地整備課
☎0566-71-2236
(北庁舎3階 71番窓口)

届出人

相続人

期限

速やかに

(2) 明治用水土地改良区に土地がある場合

相続により土地(宅地、雑種地、田畑、山林、原野、池沼)の権利を取得された方は、名義変更の手続きが必要です。手続きの詳細については下記までお問合せください。

届出先 明治用水土地改良区 財務課

住 所 安城市大東町22-16

電 話 ☎0566-76-4920

(3) 油ヶ渚悪水土地改良区に土地がある場合

(榎前町、和泉町、石井町、城ヶ入町、根崎町、東端町、碧南市、高浜市、西尾市)

相続により土地(宅地、雑種地、田畑、山林、原野)の権利を取得された方は、名義変更の手続きが必要です。手続きの詳細については下記までお問合せください。

届出先 油ヶ渚悪水土地改良区

住 所 安城市和泉町大下38番地1

電 話 ☎0566-92-4733

2. 市役所内の手続き

2-9. その他の手続き

(4) 安城南明治土地区画整理地区(花ノ木町・末広町・御幸本町の一部)に土地がある場合

手続き・必要なもの

▼所有権移転届

亡くなられた方が所有の土地が花ノ木町・末広町内・御幸本町の一部にある場合は、相続登記完了後、所有権移転届及び所有権移転後の登記事項証明書を区画整理課に提出してください。
詳細は区画整理課にお問合せください。

問合せ先

区画整理課 換地係
(北庁舎4階 92番窓口)
☎0566-71-3751

届出人

相続人・親族の方など

期限

相続登記完了後、速やかに

(5) 市営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの

市営住宅

単身者の方が亡くなられた場合

▼返還届(親族等による代理返還となります。)

同居の親族がいる場合

▼名義人が亡くなられた場合は、名義変更の手続き(事前に問合せをして、必要書類を確認してください。)

▼同居人が亡くなられた場合は、異動届

届出人

親族等

問合せ先

建築課 市営住宅係(北庁舎3階 65番窓口)
☎0566-71-2240

期限

速やかに

(6) 県営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの

三河住宅管理事務所 知立支所にお問合せください。

問合せ先

三河住宅管理事務所 知立支所
☎0566-84-5677

届出人

親族等

期限

速やかに

2-9. その他の手続き

(7) 今までお住まいの家が空き家になる場合

手続き・必要なもの

戸建てで、敷地内に住んでいる方がなくなった場合

▼空き家の管理等に関する届出書

※空き家に異常があったときに、登録の方に連絡します。

マンション・アパート等の場合

▼手続きは不要

※空き家の活用については30ページをご覧ください。

届出人

相続人・親族の方など

問合せ先

建築課 建築指導係
(北庁舎3階 67番窓口)
☎0566-71-2241

期限

速やかに

(8) 市営霊園の利用者の場合

手続き・必要なもの

▼墓所使用承継申請書

ご遺族で、墓所の管理をする方を届け出てください。

- ☐ 墓所使用許可書
- ☐ 新旧使用者の続柄がわかる書類
(火葬許可証または戸籍)
- ☐ 住民票の写し(市外の方のみ)

▼墓所埋蔵届

市営霊園の墓所に納骨する場合に届け出てください。

- ☐ 納骨する方の火葬許可証

届出人

墓所を引き継ぐ方

問合せ先

環境都市推進課 環境衛生係
(北庁舎2階 53番窓口)
☎0566-71-2206

期限

- ▼墓所使用承継申請書:速やかに
- ▼墓所埋蔵届:納骨日までに

(9) 犬の所有者の場合

手続き・必要なもの

▼犬の登録事項変更届

故人が飼っていた犬の新しい飼い主を届け出てください。

- ☐ 犬の登録鑑札
- ☐ 狂犬病予防注射済票

※犬が市外に異動する場合は、異動先の市区町村へお問合せください。

届出人

飼い犬の新しい飼い主

問合せ先

環境都市推進課 環境衛生係
(北庁舎2階 53番窓口)
☎0566-71-2206

期限

死亡した翌日から30日以内

2. 市役所内の手続き

2-9. その他の手続き

(10) 図書館利用者カードをお持ちの場合

手続き・必要なもの

図書情報館またはおくやみ窓口へお知らせください。
利用者カードは破棄してください。

届出人

親族

問合せ先

アンフォーレ課 図書サービス係
(安城市図書情報館)
☎0566-76-6111

期限

速やかに

(11) 町内会に加入している場合

手続き・必要なもの

▼町内会・自治会 会員異動届出

町内会・自治会に加入していた方が死亡した場合に必要となる手続きです。届出の用紙は市役所市民課窓口でもお渡ししているほか、電子申請でも受付しています。



☐ 会員異動届出書

※加入している町内会・自治会に直接連絡し、退会を申し出ていただいた場合は、市役所への会員異動届出の手続きは不要です。

届出人

親族

問合せ先

市民協働課 地域振興係
(本庁舎3階 33番窓口)
☎0566-71-2218

期限

速やかに

2-9. その他の手続き

■空き家の活用について

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいのか」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないのか確認しましょう。



まずは現状を把握しましょう

☒ 相続登記は済んでいますか？

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☒ 特定空家等の対象ではありませんか？

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

☒ 家の中は片付いていますか？

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

建物を残して活用する

●資産運用する

例) 賃貸経営

- ・安城市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●売却する

- ・安城市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。



建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら

●資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する

●売却する

- ・安城市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する



悩んだら、下記の窓口へご相談ください

相談内容	窓口	連絡先
空き家全般 宅地建物取引士による不動産・空き家無料相談	建築課	☎0566-71-2241
空き家の活用等の相談	愛知県宅地建物取引業協会	☎052-522-2567
弁護士による一般法律相談（有料）	愛知県弁護士会 岡崎法律相談センター	☎0564-54-9449
AIによる解体及び資産価値シミュレーション （株式会社クラッソーネ提供）	—	安城市公式ウェブサイト 
草刈・剪定等の管理相談	公益社団法人 安城市シルバー人材センター	☎0566-76-1415

2. 市役所内の手続き

2-9. その他の手続き

■ごみの処理について

問合せ先 清掃事業所 ☎0566-76-3053

家の片付け等により多量のごみが出た場合は、以下の方法で処理をお願いします。ごみの分別方法等の詳細は「家庭用ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」・ごみの分別ガイド「ごみだす」をご確認ください。

家庭用ごみと
資源の分け方・出し方
早わかりブック



ごみの分別
ガイド
「ごみだす」



ごみ関連施設へ直接持ち込む

品目	施設名
燃やせるごみ(可燃ごみ)、 粗大ごみ(家具類を除く燃やせるもの)	環境クリーンセンター
燃やせないごみ(不燃ごみ)、粗大ごみ(燃やせないもの、 家具類)、資源ごみ(びん・缶類、破碎困難ごみ、危険ごみ)	リサイクルプラザ
資源ごみ(古紙・古着等)	エコらんど、リサイクルステーション(市内4か所)

※市のごみ関連施設に持ち込めないものもありますので、

事前に「家庭用ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」をご確認ください。

※同居者以外の方が持ち込む場合は、事前に清掃事業所へお問合せください。

ごみ関連施設の
混雑状況



各施設の開業日・受付時間、手数料等は以下のとおりです。

施設名・住所等	開業日・受付時間	手数料
環境クリーンセンター 和泉町天下38 ☎0566-92-0178	・月曜日～金曜日 (祝日を含む。年末年始を除く) 午前8時30分～正午 午後1時～4時45分	家庭ごみ:10kgにつき100円 ※1回の搬入量のうち 30kg分は無料
リサイクルプラザ 赤松町乙菊18 ☎0566-76-3053	・毎月第3日曜日 午前8時30分～正午	
エコらんど 赤松町東向111-1	毎日(12月30日～1月3日を除く) 4月～9月:午前8時30分～午後6時 10月～3月:午前8時30分～午後5時	無料
リサイクルステーション (市内4か所)	毎日(12月30日～1月3日、臨時休業日を除く) 4月～9月:午前10時～午後6時 10月～3月:午前10時～午後5時	

粗大ごみの戸別有料収集を依頼する(予約制)

ご自宅まで粗大ごみの収集にお伺いします。詳細は市のホームページをご確認いただくか、清掃事業所へお問合せください。

- ・手数料/1個につき800 円
- ・収集日/火曜日・金曜日(祝日を含む。年末年始を除く)
- ・予約方法/①インターネット

②粗大ごみ受付センターに電話 ☎0566-77-4411

粗大ごみの
出し方



粗大ごみ
受付センター



民間業者に依頼する

業者に廃棄物の収集を依頼する場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

収集に関する条件、金額等については、各業者にお問合せください。

一般廃棄物
収集運搬業
許可業者



3. 市役所相談窓口のご案内【相談等に関する各種専門相談のご案内】

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合があります。相談室では、相続に関する法律、登記など様々な問題についてのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密厳守です。

なお、ご相談できる方は、市内在住、在勤、在学の方になります。また、相談開催日時と受付定員はあらかじめ決まっていますので、お電話等で必ずお確かめください。

專門相談

- ▼弁護士による法律相談
- ▼司法書士による法律相談
- ▼相続登記測量相談
- ▼行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談

問合せ先・予約方法

市民安全課
市民相談係(北庁舎1階 相談室)
☎0566-71-2222
(正午から午後1時までを除く)
※事前に電話での予約が必要になります
<予約受付>
毎月20日(20日が土日祝日のときは翌開
庁日)午前9時から翌月分の予約を受け
付けます。

メモ

4. 市役所以外での主な手続き

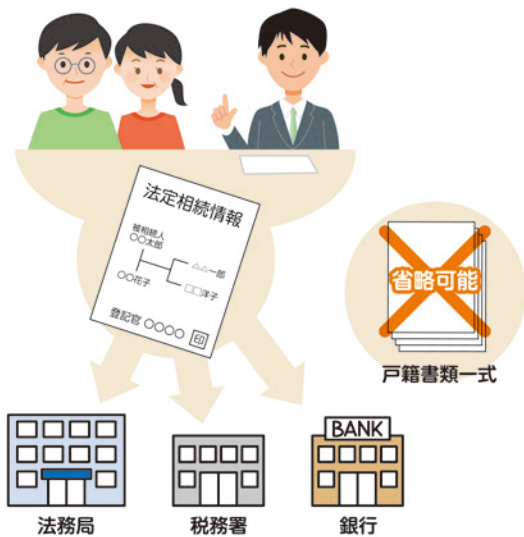
主な手続き	問合せ先
遺産分割調停 等	名古屋家庭裁判所岡崎支部 庶務課 ☎0564-51-8972
相続放棄・限定承認	
不動産登記	名古屋法務局刈谷支局 ☎0566-21-0086
相続税申告、所得税の確定申告	刈谷税務署 ☎0566-21-6211
自動車運転免許証、古物商許可	安城警察署 ☎0566-76-0110
普通自動車税	西三河県税事務所（西三河総合庁舎内） ☎0564-27-2712
普通自動車・二輪車（125cc超）の名義変更	中部運輸局愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2047（豊田市）
軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 ☎050-3816-1772（豊田市）
社会保険・共済・厚生年金 他	勤務先へお問合せください。
国民年金	日本年金機構刈谷年金事務所 ☎0566-21-2110
生命保険・個人年金 等	加入していた生命保険会社または代理店
企業年金 等	各企業年金基金等または企業年金連合会
遺族補償年金（給付） 等	労働災害によって亡くなられた方のご遺族の方 受給資格等については以下にご確認ください。 刈谷労働基準監督署 ☎0566-21-4885
預貯金口座 等	各金融機関
株式 等	各証券会社
国債	償還金支払い場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	各契約会社
固定電話・携帯電話	
インターネット、新聞	
ケーブルテレビ	
電気・ガス料金 等	
NHK受信料	☎0570-077-077
各種免許について	返還が必要な場合がありますので、それぞれにご確認ください。
葬祭費・埋葬料・埋葬費	加入されている健康保険協会、組合でご確認ください。

■ 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※) 被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることがわかる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

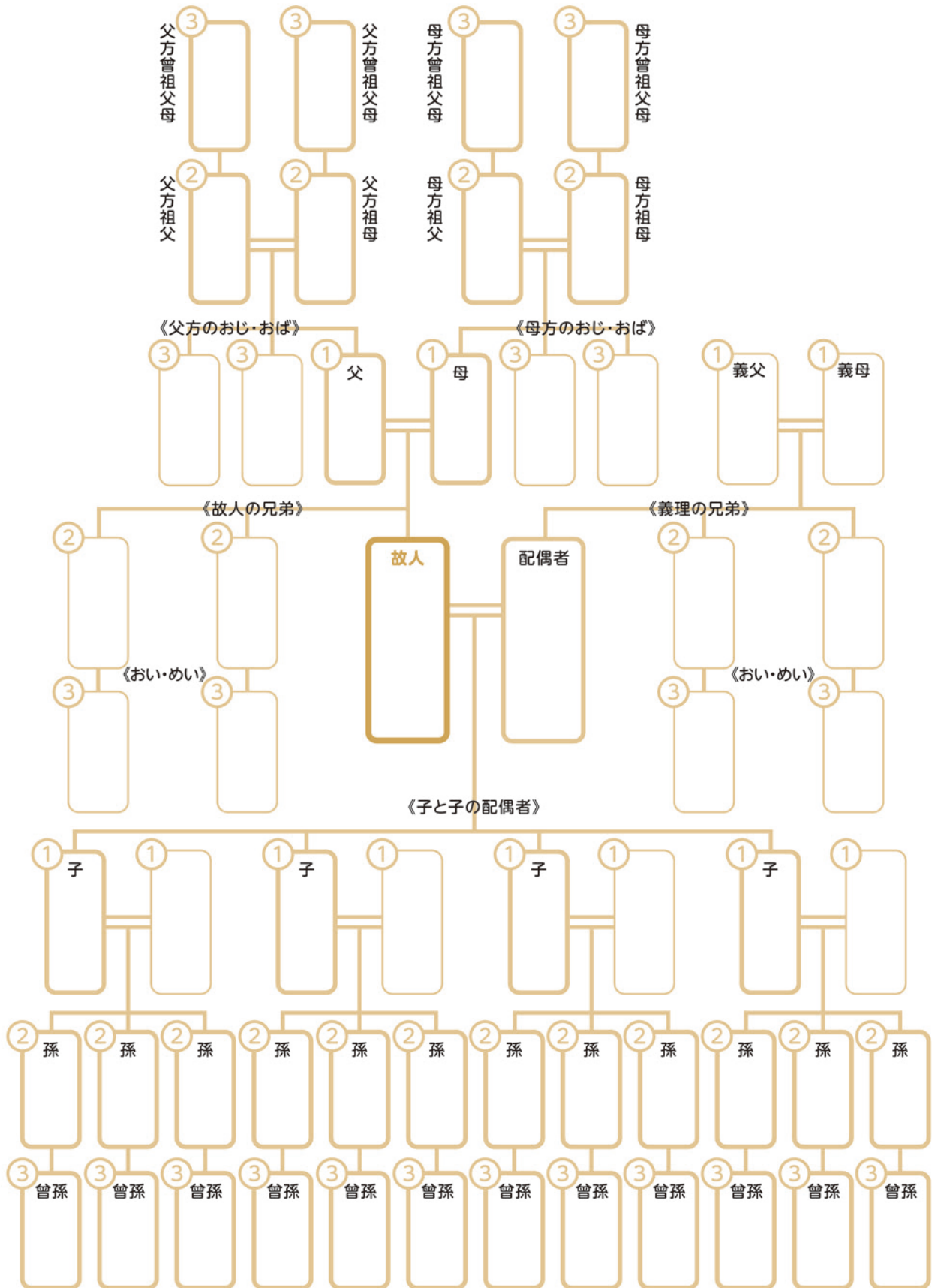
5. その他

■ 相続に関する手続き

項目	期日	備考
相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるために、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。また、相続人の戸籍謄本も必要になります。お取り寄せはお住いの市区町村窓口へお問合せください。
遺言書の探索		遺言書がどこにあるのかを自宅で探索あるいは法務局で調査してください。公正証書遺言はお近くの公証役場へお問合せください。
遺言書の検認		自筆遺言書の場合は未開封の状態で家庭裁判所の検認が必要です。(法務局以外で発見した場合)
相続財産の調査・確認		亡くなられた方の預貯金及び有価証券などは、各事業者に直接問合せをすることで相続財産を確認できます。土地・建物などの不動産は、不動産のある市区町村で「名寄帳」を取り寄せて確認することができます。
遺産分割協議書		相続人全員で遺産分割の協議を行い、遺産分割協議書を作成します。作成した協議書は法務局や税務署、金融機関などの相続手続きに使用します。
相続放棄・限定承認	3か月以内	相続放棄あるいは限定承認をされる場合は、亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所へ申述をします。申述書の作成が必要ですので家庭裁判所へお問合せください。
所得税の準確定申告・納付	4か月以内	1月1日から亡くなられた日までに所得があった場合には、相続人が申告と納税をする必要があります。お近くの税務署へお問合せください。
相続税の申告・納付	10か月	取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。お近くの税務署へお問合せください。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

家系図

※数字は親等数



5. その他

■ 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

■ 相続登記が義務化されました

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です。

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。
※原則として、委任状必須〕

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご逝去を悼み、心からお悔やみ申し上げます。

安城市ではご遺族の方が届出をされる市役所関係の手続きを、一つの窓口で行うことができる「おくやみ窓口」を設置しています。

窓口のご利用にあわせ、市役所関係を含めた、一般的な手続きのハンドブックを作成しましたので、ぜひお手にとってご覧ください。

多岐にわたる届出ですが、この冊子をご遺族やご親族の皆様のお役に立てることを心より願っております。

安城市長



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年3月発行

発行：安城市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド